

# ほろじん幡多

令和4年11月 第39号



土佐清水市：『高知県立足摺海洋館 SATOUMI』は海と自然のアドベンチャーミュージアムとして、「あらゆるいのちは海とつながり、海と生きている」ことを学び、楽しむことができます。竜串をはじめとする足摺周辺海域から、高知県東部の室戸沖の深海に住む生き物まで、約350種15,000点の生き物たちを展示しています。



公益社団法人 **幡多法人会**

高知県四万十市中村小姓町46 中村商工会館 2F TEL(0880)34-6896/FAX(0880)34-6897



スマホで!PCで!オンラインで入会登録ができるようになりました!

じっくりお相手を探したい!

高知で恋しよ!!マッチング

じっくりとお相手を探し、1対1のお引き合わせをしたい方に。  
会員数700名以上を誇る、高知県運営のマッチングシステムです。



入会登録料:10,000円(2年間有効)  
お引き合わせ時の費用:1回につき2,000円  
20~30代の方は、今なら入会登録料が半額の5,000円! ※10/1~先着100名まで

成婚者の声



出会いを求めている方、  
登録をおすすめします。

男性30代/女性30代

お相手のプロフィールを見て選ぶことができるので、安心してお引き合わせを申し込むことができました。コンパやイベントより、お相手を選んで行けるので出会いの効率がよかったです。



スタッフの方のアドバイスに  
耳を傾けて行動を!

男性30代/女性30代

なかなかいい出会いに恵まれませんでした。スタッフの方からとても親切にサポートしていただき、今の妻と出会うことができました。前向きに行動していくことで良い結果が得られると思います。

# 10/1 RENEWAL!!

高知県運営の「高知で恋しよ!!」がますますパワーアップ!

出会いのきっかけをつかみたい!



お祭り!焚き火!バスツアー!  
インドアからアウトドアまで  
さまざまなイベントが  
あなたの出会いを応援します!



登録料無料!  
※イベント参加費のみ  
別途必要です



パートナーを見つけたくて、  
街コンに参加しました!

男性20代/女性20代

お付き合いや結婚に前向きな人が多く、また普段お会いしない業種の方と話もできてとても楽しかったです。



楽しむ感覚で、気軽に参加してみたい!

男性30代/女性30代

バイキングやウオーキングなど充実した内容のイベントに参加しました。色々な人と聞かれるように工夫されていたり、気になる人がいたら協力してくれたり、スタッフの方たちの姿勢も伝わってきました。

ご希望のお相手をお探します!



ボランティアサポーターが  
あなたのご希望条件に沿った  
お相手とお引き合わせを  
サポートします!



詳しくはこちら!  
名簿もこちらから  
ご覧いただけます



サポーターさんが何人もの方と  
出会う機会を作ってくれました!

男性30代/女性30代

会ってみるまでお相手がどんな方分からないという不安がありましたが、サポーターさんがコミュニケーションをとりやすく関わって下さるので安心の方が大きかったです。

婚活サポーターに関する  
お問い合わせは  
高知県子育て支援課まで  
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20  
TEL.088-823-9717 FAX.088-823-9658  
E-mail. 060501@ken.pref.kochi.lg.jp



お問い合わせは  
こうち出会いサポートセンター 〒780-0053 高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル2階  
TEL:088-821-8081 FAX:088-821-8100 E-mail:kochi-matching@wing.ocn.ne.jp

センターの運営は、県から委託を受けた一般社団法人高知県法人会連合会が行っています。高知県は、ひとりひとりの生き方を尊重しながら、それぞれの希望に応じて「自分らしく」活躍することを応援しています。「結婚」などは、個人の自由であり、その他にも様々な生き方があるものと私たちは考えています。高知県は、それぞれの意思に基づいた生き方を応援するとともに、その一環として「出会い」や「結婚」への支援を希望する方々の応援をしています。



instagram



# 第11回 通常総会開催

6月23日(木)新ロイヤルホテル四万十において、公益社団法人幡多法人会第11回通常総会を開催致しました。

議事については、第1号議案令和3年度決算報告承認の件、第2号議案理事選任案承認の件(下表)が原案通り承認可決されました。

また、5月16日(月)に開催された理事会において承認された令和3年度事業報告、令和4年度事業計画及び収支予算を報告事項として報告致しました。

引き続きご来賓の方々を代表として中村税務署長金藤浩二様よりご祝辞をいただき、第1部の通常総会は終了いたしました。

親睦会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い2年間開催ができず、今回は3年ぶりの開催となりました。

四万十市長中平正宏様の乾杯のご発声を合図に和やかな親睦会となりました。



## 第2号議案 理事選任案承認の件

役職名	氏名	法人(企業)名	支部名
理事	弘瀬 徳宏	宿毛商工会議所	宿毛支部
理事	安岡 意人	土佐清水商工会議所	土佐清水支部

## 記念講演会 演題 「古希を過ぎても笑顔の青春」

講師 土佐の楽語家 間 六口 氏



第11回通常総会終了後に社会貢献活動の一環として一般の皆様へも公開となる記念講演会を開催しました。

講師の間六口氏は、1946年 四万十市間(はざま)で生まれ、高校3年生のときにお笑いをめざすも親の猛反対を受け、止むなく職業安定所職員となりました。40代の頃、定年後は「人に喜んでいただく活動としたい」と話芸やお笑いの知識を習得、退職後は自ら立ち上げた「土佐のおひねり一座」「土佐のお笑い話芸の会」のメンバーや県外芸人と連携して「寄席」や「演芸ショー」を開催し、各地に笑いの輪をひろげています。

当日の講演会は、コロナ禍での久しぶりの対面による講演となったことから会場内に少しでも緊張感が漂っていましたが、講師の巧みな話術にいつの間にか引き込まれ和やかな空気につつまれました。講演会は、終始、笑顔あふれるもので、コロナにより落ち込み気味の気持ちを心からほぐされる楽しい時間となりました。

**法人会の理念**

法人会は税の  
オピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

## 署長着任あいさつ



中村税務署  
署長 速水 博和

晩秋の候、会員の皆様方におかれましては、ますます御清栄のことと、お喜び申し上げます。

私は、管内の旧西土佐村に隣接する愛媛県松野町出身で、今夏の定期人事異動で初めて中村税務署に勤務することになりました。管内は、日本最後の清流として知られる四万十川や足摺岬などの風光明媚な名所を擁し、歴史的に由緒がある上に、大変人情味も厚く、このような当地で勤務できることを大変うれしく思っております。

また、公益社団法人幡多法人会におかれては、昭和58年の設立から平成24年の公益社団法人化を経て現在に至るまで、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚に努め、租税教室をはじめとした税の啓発活動に熱心に取り組んでおられると承知しており、税務行政への深い御理解と多大な御協力に対しまして、心よりお礼申し上げます。

さて、来年10月には消費税のインボイス制度が開始されます。法人会の皆様には、税務署と連携した説明会の開催や会報誌への制度案内文の掲載など、周知・広報にご協力いただきましてありがとうございます。さらに、制度実施に先立つ適格請求書発行事業者の登録申請書の早期提出並びにe-Taxによる登録申請及び登録通知の受領についてもご協力いただいておりますことを併せてお礼申し上げます。

ところで、国税庁では、「納税者サービスの充実と行政効率化のための取組」として、国税庁ホームページを利用した情報提供やe-Tax及びキャッシュレス納付の利便性の向上に努めるとともに、税に対する理解を深めていただくための講演会や各種説明会などを開催しております。特に、キャッシュレス納付の推進につきましては、令和7年度の利用割合を4割とする目標を掲げ利用勧奨を行ってまいりますので、引き続き各種施策に対する御支援を賜りますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大、あるいは現下の円安基調による物価の上昇につきましては、未だ先が見通せない状況ではありますが、こうした中、時代の要請に応え、国税庁の使命を果たしていくためには、納税者の皆様の理解と信頼を得るとともに、これまで以上に法人会をはじめとした関係民間団体の皆様との連携・協力が最重要と考えておりますので、引き続きなお一層の御支援・御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人幡多法人会の益々の御発展並びに会員の皆様方の御健勝、事業の御繁栄を祈念申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

## 中村税務署異動名簿

(令和4年7月10日付)

### 転入者

新官職名	旧官職名	氏名
署長	高松国税局 課税部 資料調査第一課 課長	速水 博和
総務課長	高知税務署 特別国税徴収官	池田 潤
個人課税部門 統括国税調査官	松山税務署 特別記帳指導官	十亀 剛一

### 転出者

旧官職名	新官職名	氏名
署長	高松国税局 課税部 個人課税課 課長	金藤 浩二
総務課長	鳴門税務署 総務課 課長	金持 収司
管理運営・徴収部門 統括国税徴収官	高松国税局 徴収部 管理運営課 実務指導専門官	伊藤 達幸
個人課税部門 統括国税調査官	伊予西条税務署 個人課税部門 統括国税調査官	多田 義顕

消費税

## 知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

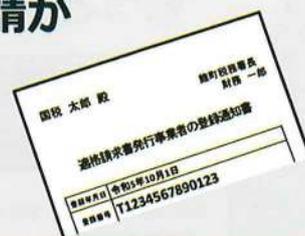
＼登録を予定されている方／

もう  
始まっています！

多くの事業者の方が登録申請をされて  
ます！

早めの登録を受けることで、取引先  
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。  
**e-Tax**のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



税務職員 ふたば



税に関する疑問について、国税庁HP「税務相談チャットボット」や「Web-TAX-TV」などをご利用ください



# 動画で簡単！ ダイレクト納付！

ダイレクト納付って？

国税庁 Web-TAX-TV



国税の納付もキャッシュレス  
～ダイレクト納付のご紹介～



もっと知りたい！

YouTube 国税庁動画チャンネル

はじめようダイレクト納付

源泉所得税の納付手続は、簡単2ステップ！



納付してみる！

操作手順  
～源泉納付編～



e-Taxを始める



届出を提出する



ダイレクト納付 動画

税務署

(令和4年2月版)

# 社会貢献活動

## 寄贈活動



青年部会：  
税の啓発用下敷きを管内全小学校6年生へ寄贈、身近な税金の使い方として児童、生徒1人あたりの年間教育負担額を掲載しています。



R4.2.14  
女性部会：確定申告会場へ鉢花贈呈



R3.10.1  
黒潮支部：大方中央・佐賀保育所に  
絵本の寄贈



R3.10.4  
三原支部：三原ジュニアテニスクラブに  
テニス用具を寄贈



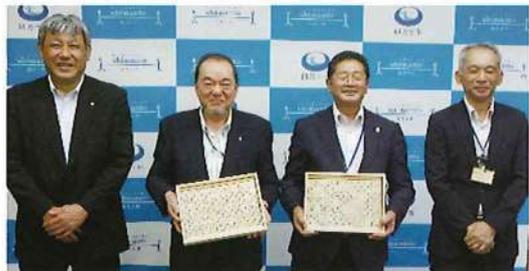
R3.10.5  
宿毛支部：宿毛観光市民ガイドの会へ  
Tシャツ、拡声器の寄贈



R3.10.13  
大月支部：保育所、小・中学校へ図書を寄贈



R3.10.20  
西土佐支部：  
西土佐小学校へ  
平均台を寄贈



R4.7.27  
中村支部：四万十市へ保育所(2カ所)に  
幼児教育用知育パズルを寄贈



R4.8.8  
宿毛支部：宿毛市立きぼうが丘保育園へ  
給食展示ケース等寄贈



R4.8.25  
土佐清水支部：市内全小学生に敬老の日の  
絵はがき・手紙用色鉛筆を寄贈

## 部 会 活 動

### 法人会全国青年の集い

令和3年11月26日、第35回全国青年の集い佐賀大会が「つなぐ 維新の力 輝ける大切な未来へ」のローグのもと参加者を限定して開催されました。

当会より矢野秀樹青年部会長が出席、また、大会の様子はライブ配信され、当会でも出席を予定していた7名が視聴致しました。

式典終了後、テレビ・雑誌等で活躍の優木まおみ氏が「身体と心・仕事と家庭バランス良く過ごすために」と題した記念講演会が開催されました。



### 法人会女性フォーラム

令和4年4月14日、第16回法人会全国女性フォーラム静岡大会が「ふじのくに “地域で学び、文化でつなぐ” ~女性の力~」をキャッチフレーズに開催されました。

第1部では俳優の別所哲也さんによる記念講演会、第2部の大会式典、また、令和3年度の絵はがきコンクール全法連女連協会長賞受賞作品12点がスクリーンで紹介されました。

当会からは長尾美姫副部会長が参加致しました。



### 青年部会チャリティーゴルフ

令和3年11月20日青年部会が部会員の一層の親交を深めることを目的としてゴルフ大会を初めて開催しました。

部会員の交流だけでなくチャリティー募金も併せて実施し、四万十市と三原村の社会福祉協議会様へ寄付を行いました。



四万十市社会福祉協議会様へ

三原村社会福祉協議会へ



※ 「幡多法人会青年・女性部会合同交流会議」「法人会高知県青年の集い(須崎大会)」「高知県法人会女性部会連絡協議会研修会(安芸法人会女性部会主管)」は中止となりました。

## 青年部会・女性部会 部会員募集中！！

### 青年部会

年会費：3000円

青年部会は年齢50歳までの若手経営者及び後継者、事業責任者等で組織されています。

全国、高知県内青年部会員との交流や、次世代を担う小・中学生に「税」の必要性や役割を知ってもらうために「租税教室」を開催しています。

青年部会に入会して人脈づくりや、社会貢献活動に参加しませんか？



### 女性部会

年会費：3000円

女性部会は法人会の会員に属する女性で組織されています。

全国、高知県内女性部会との交流や、今は全国的な活動となった「税に関する絵はがきコンクール」を開催しています。

ぜひ加入して「女性パワー」でより良い社会となるよう一緒に活動してみませんか？



# 租税教室

青年部会では、部会員が講師となり地元の小・中学校を訪問し、税についての大切さを感じてもらうことを目的として、クイズやDVDや一億円のレプリカ等を使って授業を行いました。

令和3年10月～令和4年9月租税教室開催状況 【小学校】									
開催日	学校名	児童数	講師	アシスタント	開催日	学校名	児童数	講師	アシスタント
10/20	平田	3人	清水 明子	田野王大	5/13	清水	36人	田中慎太郎	竹村勇司
10/25	下田	7人	寺田 悦子	山崎隆之	5/17	三浦	7人	浜村 真也	清水明子・浜村一平
11/19	三崎	8人	田中慎太郎	幾田茂典	5/26	佐賀	18人	矢野 秀樹	浜村一平
12/21	東山	19人	山崎 隆之		5/30	具同	35人	植田 英喜	永木寛・有田将也
		20人	山崎 隆之	乾勇佑			35人	植田 英喜	永木寛・有田将也
12/21	大島	17人	林 岳佑	金村亮佑	6/14	中村南	36人	乾 勇佑	清水明子
12/22	幡陽	9人	田中慎太郎	寺田悦子	6/20	山奈	20人	矢野 秀樹	寺田悦子
1/14	上川口	7人	永木 寛		7/1	下田	7人	田中 里実	寺田悦子・清水明子
1/18	中筋	7人	山崎 隆之		9/13	伊与喜	1人	山本 浩司	矢野秀樹
1/27	東中筋	11人	山沖 大祐	乾勇佑	9/26	三原	16人	田野 王大	矢野秀樹
1/28	山奈	22人	矢野 秀樹	谷本鋼紀	9/26	西土佐	17人	金谷 育郎	星野努・浜田兆城
5/12	竹島	11人	山崎 隆之						

令和3年10月～令和4年9月租税教室開催状況 【中学校】									
開催日	学校名	児童数	講師	アシスタント	開催日	学校名	児童数	講師	アシスタント
12/20	東	21人	矢野 秀樹	浜田兆城・清水明子	1/25	大用	5人	山崎 隆之	
1/17	西土佐	17人	浜田 兆城	星野努	7/8	小筑紫	6人	清水 明子	田村総一郎・依岡航平
1/19	中村西	50人	浜田 兆城	清水明子	7/15	片島	5人	浜田 兆城	矢野秀樹・谷本鋼紀



平田小学校



下田小学校



三崎小学校



大島小学校



上川口小学校



東中筋小学校



清水小学校



三浦小学校



具同小学校



中村南小学校



下田小学校



伊与喜小学校



西土佐小学校



東中学校



西土佐中学校



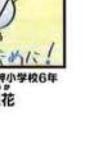
小筑紫中学校

# 第11回税に関する絵はがきコンクール

女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」は、租税教育活動の一環として、「税」の理解と関心を深めていただくため、国税庁の後援を得て、小学生を対象に実施をしています。選考の結果、下記の作品が受賞されました。(学年は受賞当時のものです)

<p><b>四国税理士会 中村支部長賞</b></p>  <p>四万十市立八束小学校6年 田中 漣</p>	<p><b>会長賞</b></p>  <p>四万十市立 利岡小学校6年 宮崎 漣</p>	<p><b>女性部会長賞</b></p>  <p>四万十市立利岡小学校6年 面田 千花</p>	<p><b>中村税務署長賞</b></p>  <p>黒潮町立入野小学校6年 高橋 心優</p>
<p><b>学校賞</b></p> <p>宿毛市立 咸陽小学校</p>		<p><b>青年部会長賞</b></p>  <p>土佐清水市立清水小学校6年 新谷 今日子</p>	<p><b>アイデア賞</b></p>  <p>土佐清水市立清水小学校6年 松浦 果鈴</p>

## 入選作品

 <p>四万十市立利岡小学校6年 西村 紗南</p>	 <p>四万十市立利岡小学校6年 沖 周生</p>	 <p>四万十市立利岡小学校6年 山口 優</p>	 <p>宿毛市立大島小学校6年 山本 悦雄</p>	 <p>土佐清水市立大島小学校6年 渡辺 楓花</p>
 <p>四万十市立利岡小学校6年 北澤 はな</p>	 <p>宿毛市立咸陽小学校6年 吉岡 咲</p>	 <p>宿毛市立大島小学校6年 清水 柚季</p>	 <p>土佐清水市立清水小学校6年 梅本 優来</p>	 <p>土佐清水市立大島小学校6年 金平 理人</p>
 <p>四万十市立利岡小学校6年 村松 朗磨</p>	 <p>宿毛市立大島小学校6年 井上 瑞希</p>	 <p>土佐清水市立下ノ加江小学校6年 清水 柚季</p>	 <p>黒潮町立入野小学校6年 金平 理人</p>	

応募学校：21校 具同・中村・東山・東中筋・竹島・八束・利岡・咸陽・大島・清水・三崎・下川口  
下ノ加江・幡陽・足摺岬・入野・佐賀・南郷・上川口・田ノ口・大月 (各小学校)

応募総数：365作品

【学校賞】  
コンクールに積極的に参加して、学校を挙げて協力した学校に贈る「学校賞」は宿毛市立咸陽小学校6年生の皆さんが受賞されました。副賞としてドッジボール、サッカーボール等を贈呈致しました。



税の作品展 展示(第10回作品)

(アピアさつき)



(いちじょこさん市場)



第11回受賞作品の展示

(中村税務署)



## 講演会・各種研修会活動



会社の税金基礎講座  
講師：  
中村税務署 法人課税部門  
統括国税調査官 三原英明氏



決算研修会  
講師：  
中村税務署 法人課税部門  
統括国税調査官 三原英明氏



ビジネスフレッシュ研修会  
講師：  
オフィス マナー  
代表 橘恵利子氏



租税教室講師養成研修会  
パワーポイント研修  
講師：  
青年部会長 矢野秀樹氏  
青年副部会長 山崎隆之氏



PCセミナー エクセル応用編  
講師：  
(株) プレーン  
専属講師 中村和彦氏



税制改正研修会  
講師：  
税理士 中嶋司氏



経理セミナー  
講師：  
中小企業診断士 石川アサ子氏



会社の税金基礎講座・自主点検  
チェックシート研修会  
講師：  
中村税務署 法人課税部門  
統括国税調査官 三原英明氏



研修会の開催予定です！  
どなたでも申し込めるので、ぜひ受講してみませんか？

研修名	開催日	開催時間	開催場所	定員
年末調整説明会 (支部別税務研修会)	11月17日(木)	14:00~15:30	土佐清水商工観光会館	30名
	11月18日(金)	14:00~15:30	宿毛地区建設協会	20名
	11月29日(火)	14:00~15:30	新ロイヤルホテル四万十	50名
決算研修会	12月 6日(火)	14:00~15:00	新ロイヤルホテル四万十	30名

その他研修会等の詳細は、HP (<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hata/>)  
又は事務局(Tel.0880-34-6896)までお問い合わせ下さい。

幡多法人会  
HPはこちら⇒



## 税に関する提言活動

毎年、全国の中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、税制に関する意見要望を取りまとめ税制改正要望を決議しています。

また、要望事項を有効なものとするため管内関係機関等に要望活動を行いました。

R3.11.10令和4年度税制改正に関する提言]を中平正宏四万十市長・小出徳彦市議会議長へ提出しました

※ 令和5年度税制改正要望事項については次頁に掲載しております。



## Ⅰ 税・財政改革のあり方

コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中であつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賅つたコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

### 1. 財政健全化に向けて

これまで財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

法人会 令和5年度税制改正 提言

ポストコロナの

経済再生と財政健全化を目指し、

税財政改革の実現を!

法人会は令和5年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。

膨らみ続ける借金は膨大なものとなり、進む円安やロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格ははじめ輸入原材料価格の高騰による物価高が進み、財政・経済ともに先行き不確実性が増しています。法人会は財政健全化とともに、ウイズコロナの時代に経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とな

っており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

### 3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

## II 中小企業が事業継続するための税制措置

我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

#### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を



【法人会全国大会 10 / 13】

拡充したうえで、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

#### (3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

### 2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

#### (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

#### (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

# 消費税の 期限内納付を 忘れずに。



- ★ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。
- ★ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

消費税には申告・納付期限<sup>(※3)</sup>があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。<sup>(※4)</sup>

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

- ※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



ご入会ありがとうございます  
ございました

# 新入会員紹介

(令和3年10月1日～令和4年9月30日)

## 正会員

順：入会日

No.	支部名	法人名	所在地
1	黒潮	(同)黒潮アドバンス	幡多郡黒潮町浮鞭
2	宿毛	(株)スクブン	宿毛市駅前町
3	土佐清水	土佐清水リゾート(同)	土佐清水市足摺岬
4	中村	(株)ダイリン	四万十市具同
5	中村	高知県化粧品小売協同組合	四万十市中村天神橋
6	中村	(有)田岡索道	四万十市中村桜町

## 特別会員

順：入会日

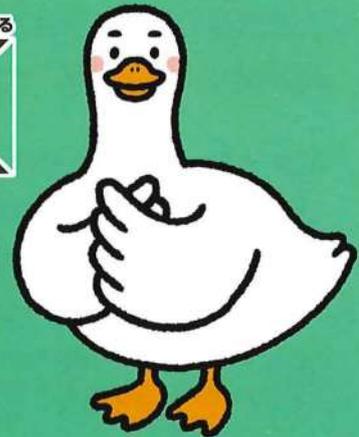
No.	支部名	法人名	所在地
1	中村	(株)高知通信機中村営業所	四万十市古津賀
2	宿毛	関西水道工事店	宿毛市西町

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

今からはじめましょう。  
アフラックから、  
しっかり頼れる介護保険、誕生。

介護状態に合わせて保障する

アフラックの  
しっかり頼れる  
介護保険



人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク  
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長1 要介護1以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します

特長2 要介護3以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します

特長3 要介護1以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

高知支社 〒780-0834 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア7F

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

P22068 AFツール-2022-0090-2208033 3月11日

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型 $\alpha$ Lタイプを新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。



## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型 $\alpha$ Lタイプ**：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

**Jタイプ**：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

**Mタイプ**：大同生命の無配当総合医療保険（保険料払込中無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2020年2月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

**大同生命保険株式会社**

四国支社 高知営業部/高知県高知市駅前町5-5(大同生命高知ビル4F)  
TEL 088-884-7117

**AIG損害保険株式会社**

高知支店/高知県高知市はりまや町2-2-11(富士火災高知ビル)  
TEL 088-824-1050

F-2019-1021(2020年2月26日)  
20-073001